

新潟市告示第139号

市税に関する納期限等の指定について

新潟市市税条例（昭和37年条例第2号）第7条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定に基づき，令和元年12月4日付け新潟市告示第733号において別途新潟市告示で定めることとされている期日は，その期限が令和元年10月12日から令和2年3月30日までの間に到来するものについて，令和2年3月31日とする。

令和2年3月2日

新潟市長 中原 八一